





精神保健福祉士養成施設自己点検表

点検項目		判定	確認書類																																																																																																																																																																																																																																						
(エ) 国の行政機関又は地方公共団体の職務経験を有する者であって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者。 (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。 (カ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。  (5) 添削指導を担当できる者を置くこと。(通信課程) ・各科目の添削指導者の資格要件は上記教員の資格要件を満たしている必要がある。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否																																																																																																																																																																																																																																							
4 教育に関する事項 (1) 精神保健福祉士養成施設の教育の内容は以下の内容以上であるか。 (指定規則別表第1及び別表第3)		<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	・教育課程表 ・シラバス																																																																																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">科目</th> <th colspan="8">時間数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">短期養成施設 (通学課程)</th> <th colspan="3">短期養成施設 (通信課程)</th> <th rowspan="2">一般養成施設 (通学課程)</th> <th colspan="3">一般養成施設 (通信課程)</th> </tr> <tr> <th>面接授業</th> <th>印刷教材 授業</th> <th>実習</th> <th>面接授業</th> <th>印刷教材 授業</th> <th>実習</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人体の構造と機能及び疾病</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>30</td><td></td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>心理学理論と心理的支援</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>30</td><td></td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>社会理論と社会システム</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>30</td><td></td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>現代社会と福祉</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>60</td><td></td><td></td><td>180</td></tr> <tr><td>地域福祉の理論と方法</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>60</td><td></td><td></td><td>180</td></tr> <tr><td>社会保障</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>60</td><td></td><td></td><td>180</td></tr> <tr><td>低所得者に対する支援と生活保護制度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>30</td><td></td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>福祉行政と福祉計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>30</td><td></td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>保健医療サービス</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>30</td><td></td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>権利擁護と成年後見制度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>30</td><td></td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>障害者に対する支援と障害者自立支援制度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>30</td><td></td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>精神疾患とその治療</td><td>60</td><td>6</td><td>162</td><td></td><td>60</td><td>6</td><td>162</td><td></td></tr> <tr><td>精神保健の課題と支援</td><td>60</td><td>6</td><td>162</td><td></td><td>60</td><td>6</td><td>162</td><td></td></tr> <tr><td>精神保健福祉相談援助の基礎(基礎)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>30</td><td>3</td><td>81</td><td></td></tr> <tr><td>精神保健福祉相談援助の基礎(専門)</td><td>30</td><td>3</td><td>81</td><td></td><td>30</td><td>3</td><td>81</td><td></td></tr> <tr><td>精神保健福祉の理論と相談援助の展開</td><td>120</td><td>12</td><td>324</td><td></td><td>120</td><td>12</td><td>324</td><td></td></tr> <tr><td>精神保健福祉に関する制度とサービス</td><td>60</td><td>6</td><td>162</td><td></td><td>60</td><td>6</td><td>162</td><td></td></tr> <tr><td>精神障害者の生活支援システム</td><td>30</td><td>3</td><td>81</td><td></td><td>30</td><td>3</td><td>81</td><td></td></tr> <tr><td>精神保健福祉援助演習(基礎)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>30</td><td>3</td><td>81</td><td></td></tr> <tr><td>精神保健福祉援助演習(専門)</td><td>60</td><td>6</td><td>162</td><td></td><td>60</td><td>6</td><td>162</td><td></td></tr> <tr><td>精神保健福祉援助実習指導</td><td>90</td><td>9</td><td>243</td><td></td><td>90</td><td>9</td><td>243</td><td></td></tr> <tr><td>精神保健福祉援助実習</td><td>210</td><td></td><td></td><td>210</td><td>210</td><td></td><td></td><td>210</td></tr> <tr><td>合計</td><td>720</td><td>51</td><td>1377</td><td>210</td><td>1200</td><td>57</td><td>2799</td><td>210</td></tr> </tbody> </table>		科目	時間数								短期養成施設 (通学課程)	短期養成施設 (通信課程)			一般養成施設 (通学課程)	一般養成施設 (通信課程)			面接授業	印刷教材 授業	実習	面接授業	印刷教材 授業	実習	人体の構造と機能及び疾病					30			90	心理学理論と心理的支援					30			90	社会理論と社会システム					30			90	現代社会と福祉					60			180	地域福祉の理論と方法					60			180	社会保障					60			180	低所得者に対する支援と生活保護制度					30			90	福祉行政と福祉計画					30			90	保健医療サービス					30			90	権利擁護と成年後見制度					30			90	障害者に対する支援と障害者自立支援制度					30			90	精神疾患とその治療	60	6	162		60	6	162		精神保健の課題と支援	60	6	162		60	6	162		精神保健福祉相談援助の基礎(基礎)					30	3	81		精神保健福祉相談援助の基礎(専門)	30	3	81		30	3	81		精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	12	324		120	12	324		精神保健福祉に関する制度とサービス	60	6	162		60	6	162		精神障害者の生活支援システム	30	3	81		30	3	81		精神保健福祉援助演習(基礎)					30	3	81		精神保健福祉援助演習(専門)	60	6	162		60	6	162		精神保健福祉援助実習指導	90	9	243		90	9	243		精神保健福祉援助実習	210			210	210			210	合計	720	51	1377	210	1200	57	2799	210	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	・出勤簿 ・出席簿 ・講義録 ・履修認定 ・講義記録
科目	時間数																																																																																																																																																																																																																																								
	短期養成施設 (通学課程)		短期養成施設 (通信課程)			一般養成施設 (通学課程)	一般養成施設 (通信課程)																																																																																																																																																																																																																																		
		面接授業	印刷教材 授業	実習	面接授業		印刷教材 授業	実習																																																																																																																																																																																																																																	
人体の構造と機能及び疾病					30			90																																																																																																																																																																																																																																	
心理学理論と心理的支援					30			90																																																																																																																																																																																																																																	
社会理論と社会システム					30			90																																																																																																																																																																																																																																	
現代社会と福祉					60			180																																																																																																																																																																																																																																	
地域福祉の理論と方法					60			180																																																																																																																																																																																																																																	
社会保障					60			180																																																																																																																																																																																																																																	
低所得者に対する支援と生活保護制度					30			90																																																																																																																																																																																																																																	
福祉行政と福祉計画					30			90																																																																																																																																																																																																																																	
保健医療サービス					30			90																																																																																																																																																																																																																																	
権利擁護と成年後見制度					30			90																																																																																																																																																																																																																																	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度					30			90																																																																																																																																																																																																																																	
精神疾患とその治療	60	6	162		60	6	162																																																																																																																																																																																																																																		
精神保健の課題と支援	60	6	162		60	6	162																																																																																																																																																																																																																																		
精神保健福祉相談援助の基礎(基礎)					30	3	81																																																																																																																																																																																																																																		
精神保健福祉相談援助の基礎(専門)	30	3	81		30	3	81																																																																																																																																																																																																																																		
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	12	324		120	12	324																																																																																																																																																																																																																																		
精神保健福祉に関する制度とサービス	60	6	162		60	6	162																																																																																																																																																																																																																																		
精神障害者の生活支援システム	30	3	81		30	3	81																																																																																																																																																																																																																																		
精神保健福祉援助演習(基礎)					30	3	81																																																																																																																																																																																																																																		
精神保健福祉援助演習(専門)	60	6	162		60	6	162																																																																																																																																																																																																																																		
精神保健福祉援助実習指導	90	9	243		90	9	243																																																																																																																																																																																																																																		
精神保健福祉援助実習	210			210	210			210																																																																																																																																																																																																																																	
合計	720	51	1377	210	1200	57	2799	210																																																																																																																																																																																																																																	
(2) 実際の授業時間数が指定規則で定める時間数以下となっていないか。 (3) 実際の授業時間数が学則で定める時間数以下となっていないか。 (4) 各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2(精神保健福祉士養成施設規則第10条第2項)に満たない者について当該科目の履修の認定をした事例はないか。 (指針6-(6)、(7)) (5) 教科目毎の学生の出席状況が出席簿等により管理されているか。 (指針6-(8)) (6) 合同授業若しくは合併授業を行っていないか。 (指針8-(2)) 【通信課程】 (7) 各科目少なくとも1回以上レポートの提出を求め、学生の評価を行う90時間につき1回以上の添削指導を行っているか。(指針8-(3)ア) (8) 面接授業を委託している場合、面接授業の管理を確実にしている養成施設等又は精神保健福祉士の養成を行う大学のいずれかか。		テストを授業時間に含めることはできるが、資格を有する教員による監督及び時間数を満たすことが必要。 (授業時間として見なせない例) ①試験監督が事務職員→無資格教員による授業。 ②テストの時間数が2時間と計上されているが、実際は60分で行っていた→1時間分の授業時間不足 ※①、②ともに補講の対象。																																																																																																																																																																																																																																							

精神保健福祉士養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類
<p>5 実習に関する事項</p> <p>(1) 実習施設として不適切な施設を実習施設としていないか。 (平成10年厚生省告示第10号)</p> <p>(2) 実習時間数が指定規則で定める時間数以下となっていないか。</p> <p>(3) 実習時間数が学則で定める時間数以下となっていないか。 ※各学生が実習を行った時間数が実習記録等により確認することができる。</p> <p>(5) 実習指導者の要件を満たしていない者が実習指導者となっていないか。 (指定規則第5条第1号7) 精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって、かつ実習指導者講習会を修了した者。 <b>ただし、以下に示す者については、前述にかかわらず、当分の間、実習指導者とすることができる。</b> ①児童福祉法に定める児童福祉司 ②精神保健及び精神障害福祉に関する法律に定める精神保健福祉相談員 ③社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法15条第1項第1号に規定する所員 ④知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司 ⑤心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に定める社会復帰調整者 <b>⑥前記以外の者で、平成27年3月31日までの間に、精神保健福祉士実習指導者講習会の課程を修了した者</b></p> <p>(4) 実習施設における実習指導者の数は、同時に指導を行う学生5人につき1人以上となっているか。 (指定規則第5条第1号7)</p> <p>(6) 教員による巡回指導が定期的に行われているか。 (指針10-(1))</p> <p>(7) 実習は機能の異なる2以上の実習施設で行うことが望ましい。 (指針10-(4))</p> <p>(8) 精神病院等の医療機関における実習を90時間以上おこなっているか。 (指針10-(5))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p>	<p>実習施設 一覧表</p>
<p>6 変更承認及び届出に関する事項</p> <p>(1) 変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる事項の変更について、必要な手続きを経ずに学則等を変更し、運用していないか。 (指定規則第4条) (指導要領(2-(1)、2-(2)))</p> <p>①変更にあたり事前に承認が必要な事項(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学則(修業年限)の変更</li> <li>○学則(養成課程)の変更</li> <li>○学則(入所定員及び学級数)の変更</li> <li>○校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図</li> <li>○通信養成を行う地域</li> <li>○添削その他の指導の方法</li> </ul> <p>②変更後1月以内に届出が必要な事項(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○設置者の氏名及び住所</li> <li>○名称、位置</li> <li>○学則(その他承認を必要としない部分)の変更</li> <li>○実習施設の変更</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p>	<p>過去の申請書類</p> <p>過去の届出書類</p>
<p>7 その他</p> <p>(1) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p>	
<p>点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)</p>		

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とす。
- ③小項目に1つでも項目に「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。  
なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日:平成 年 月 日

設置者氏名:

記載者氏名: